

市町村長 あて

戸籍に関する請求書(郵便用)

下記のとおり請求いたします。

請求する人	住所	(〒 -)
	氏名	印
	電話番号	昼間の連絡先【自宅・勤務先・携帯電話】 必ず記入して下さい。 () - () - ()

必要な戸籍	本籍地	静岡県菊川市	
	筆頭者氏名	(生年月日：明・大・昭・平 年 月 日)	【筆頭者について】 戸籍のはじめに記載のある方です。 亡くなられていても変わりません。

証明書の名称	どなたの証明が必要ですか。	必要通数	証明書の名称	必要通数
戸籍謄本 (現在戸籍)	明・大・昭・平 年 月 日生	通	除籍謄本 記載のある方全てが 除かれた戸籍や転籍 により除かれた戸籍	通
戸籍抄本	明・大・昭・平 年 月 日生	通	平成改製原 戸籍謄本 戸籍の電算化により 改製された戸籍	通
身分証明書	明・大・昭・平 年 月 日生	通	昭和改製原 戸籍謄本 昭和32年法務省令に より改製された戸籍	通
戸籍の附票	全員・()の分	通		

(氏名) (年 月 日生まれ)が生まれてから 亡くなるまでの連続した戸籍のうち、菊川()市に存在する戸籍全部	セット
--	-----

上記戸籍中の必要な人と、請求する人との関係を記入のうえ✓印をつけて下さい。

本人、 ()の配偶者、 ()の父母、 ()の子、
 ()の兄弟姉妹、 ()の祖父母、 ()の孫、
 ()の直系血族、

本人からの請求以外では、委任状が必要になる場合があります。詳しくは本籍地の市区町村へおたずねください。

《使いみち》

パスポート申請 その他

相続手続き

※証明したいこと()

最近2週間以内に、戸籍の届出をされた方はお知らせ下さい。

平成 年 月 日に、()市区町村へ()届出

手数料(現金 又は定額小為替)	<input type="text"/> 円	と	郵送料 (郵便切手)	<input type="text"/> 円	を同封しました。
--------------------	------------------------	---	---------------	------------------------	----------



《ウラ面の「郵便請求の方法について」をご覧ください。》

戸籍に関する証明の郵便請求の方法について

戸籍謄本など戸籍に関する証明の交付は、本籍地の市区町村で行います。役所の窓口で請求する方法のほかに、郵便による請求する方法もあります。請求書、手数料、返信用封筒及び必要書類を本籍地の役所へお送り下さい。

1. 請求書（下記の必要事項を記入して下さい）

- ア) 必要な戸籍の本籍地、筆頭者(戸籍のはじめに書かれている方)の氏名および生年月日
- イ) 必要な証明書の通数
- ウ) 戸籍抄本、身分証明書を請求する場合は、必要な方の氏名および生年月日
- エ) 具体的な請求理由・証明したい事項（**第三者の場合には疎明資料添付のこと**）
- オ) 請求者の住所、氏名、印(認め印)、平日(月～金曜日)の昼間の連絡先電話番号
- カ) 証明書に記載のある方と請求する方との関係
例) 父母が子の戸籍謄本を請求する場合は、「の父母」と記入して下さい。

2. 手数料（菊川市の場合）

証明書の交付手数料は、必ず定額小為替(郵便局で取り扱っています)もしくは現金(現金書留)をご利用下さい。郵便切手や収入印紙(証紙)では受付できません。交付手数料は市区町村によって異なります。本籍地市区町村へ事前にお問い合わせ下さい。

証明書の名称	1通あたりの 交付手数料	証明書の名称	1通あたりの 交付手数料
戸籍謄本、戸籍抄本	450 円	身分証明書	300 円
除籍謄本、改製原戸籍謄本	750 円	戸籍の附票	300 円

3. 返信用封筒（戸籍の請求の場合は出来るだけ長3封筒以上をお使いください）

送付用のあて先をご記入のうえ、**返信用の郵便切手**をお貼り下さい。

郵送料について 郵便料金に不足がある場合には、受取人払いにてお送りします。

4. 本人確認書類（住所地の確認できるもの）

運転免許証または健康保険被保険者証、年金証書・手帳等で、住所の記載のある物(コピー可)

5. その他

続柄の確認が当役所保管の戸籍で確認できない場合には、続柄の確認できる戸籍を添付してください。(コピー可)

法人からの請求については、使用目的が記載され職印が打たれた申請書、疎明資料、法人代表者の資格証明書(発行から3ヵ月以内)、請求の任に当たっている者の権限確認書類(社員証または委任状)及び本人確認書類が必要です。

注意事項

- (1) 身分証明書については、本人からの請求に限ります。本人以外の請求については委任状が必要になります。それ以外の証明書にも請求者によっては委任状が必要となる場合がありますので、事前に本籍地市区町村へお問い合わせ下さい。
- (2) 相続手続きのため、被相続人の出生以降の連続した謄本をお求めの場合は、必ず事前に本籍地へ手数料等の確認を行って下さい。
- (3) 個人請求の戸籍の証明書の送り先は、請求者の住民登録地に限ります。勤務先等へは送付できません。
- (4) プライバシーの侵害につながるような不当な請求には応じられません。

問い合わせ先 ・ 請求先



菊川市役所 市民課 市民係
〒439-8650
静岡県菊川市堀之内61番地
電話番号 0537-35-0917(直通)